

表

身 分 証 明 書
第 号
所属局部課名 職名及び氏名 生年月日
上記の者は、不動産の鑑定評価に関する法律第14条の20第2項の規定による立入検査をする者であることを証する。
交 付 年 月 日 有 効 期 間
国土交通大臣 印

裏

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）抜すい

第14条の20 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、実務修習機関の事務所に立ち入り、実務修習業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。